

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料軽減特例等の見直しについて～

■ 均等割の軽減割合が見直しされました

- 保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	9割軽減
33万円	8.5割軽減



【令和元年度（2019年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減



【令和2年度（2020年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減



【令和3年度（2021年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7割軽減

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和元年度（2019年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減



【令和元年度（2019年度）から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ 5割軽減

▼ 所得の状況により、均等割の軽減割合が8.5割、または8割に該当することがあります。

◆ 令和元年度（2019年度）の保険料の計算方法

- 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【一人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成30年(2018年)中の所得-33万円)×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	---

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■ 令和元年度（2019年度）の年間保険料額の例

- 単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	令和元年度(2019年度)	前年度比
80万円	8割	10,000円	5,000円増
168万円	8.5割	23,400円	増減なし
196万円	5割	70,600円	15,100円減
219万円	2割	110,000円	10,000円減

- 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	令和元年度(2019年度)	前年度比
80万円	夫	8割	10,000円	5,000円増
	妻		10,000円	5,000円増
168万円	夫	8.5割	23,400円	増減なし
	妻		7,500円	増減なし
224万円	夫	5割	100,200円	15,100円減
	妻		25,100円	15,000円減
270万円	夫	2割	164,000円	10,100円減
	妻		40,100円	10,100円減

- 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻が年金収入80万円以下の、2018年4月以降、制度に加入した元被扶養者である場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	令和元年度(2019年度)	前年度比
80万円	夫	8割	10,000円	5,000円増
	妻		10,000円	5,000円増
168万円	夫	8.5割	23,400円	増減なし
	妻		7,500円	増減なし
224万円	夫	5割	100,200円	15,100円減
	妻		25,100円	増減なし
270万円	夫	2割	164,000円	10,100円減
	妻		5割	25,100円

令和元年度(2019年度)の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ お問い合わせ先

- ・ 北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601
- ・ 日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561